

平成18年度 国立大学法人群馬大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

() 学士課程

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。
- 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。教育成果の検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEICなど）を利用する。
- 3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのためのITを使った諸技能（表計算、データベース、プレゼンテーション支援、ホームページ作成）を修得させる。さらに、インターネットを利用する際におけるマナーと危機管理の方法を学ばせる。
- 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。

学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探究できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。
- 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。
- 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。キャリア・デザイン科目を低学年から実施する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室及び各学部で組織的に検証し、改善策を立案する。
- 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。

3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。

() 大学院課程

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。

博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。

修了後の進路等に関する具体的目標の設定

教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

() 学士課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。

各種イベントの参加、高校訪問、外部広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。

2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。

3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。

4) アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、学生受入センター（仮称）を設置する。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピック的な内容を持つ特別科目の充実を図る。

2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定す

る。また、学生参加型少人数教育を充実し、課題探求能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用する。
- 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を配置する。
- 3) 担任制、オフィスアワー、TA、履修ガイダンス等を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。
- 4) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。
- 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。
- 6) 学長、役員等（学外の専門家も含む）による体系的な教養教育公開講義を実施する。また、単位化及び授業評価についても実施する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。
試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。
- 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。
- 3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。

() 大学院課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
- 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。
- 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生の受け入れ体制の充実を図る。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムについて検討を行う。
- 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。
- 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。

- 4) - 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラムを整備する。
社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。
- 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。
- 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。
海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを充実する。
- 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。
- 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。
- 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。
- 2) 新たに採用する教員に対しては、任期制の導入を検討する。
- 3) 教員の教育研究業績データベースを充実させる。教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させることについて検討を行う。
- 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムについて検討する。
- 5) 全学共通の教養教育に関して、企画・実施・運営組織を置き、改革を推進する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。
また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学

習のための中規模講義室を整備する。

施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。

- 2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。
- 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。
- 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。
- 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。
- 6) Web上の情報を利用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。また、学生の学習支援システムの構築を図るため、e-learningや双方向情報システムの基盤を整備する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 大学評価室を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。
- 2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化させる。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。
- 3) 学生からWeb上で出された質問、意見などの情報を集積して、データベースとして活用する。
- 4) 教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを構築し、平成18年度は試行的に評価を行う。また、優れた評価の教員を表彰する制度や、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについて検討する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。
- 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。
- 2) 学生支援センター（仮称）を設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査

を実施し、支援体制の改善に活用する。

- 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。オフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。
- 4) クラス担任制・チューター制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。

生活相談等に関する具体的方策

- 1) 学生支援センター（仮称）内に学生相談部を設置し、生活相談等広く大学生活に関する学生の相談に応ずる。
- 2) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。セクシュアル・ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。
- 3) 学生支援の窓口において、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。
- 4) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。

就職支援等に関する具体的方策

- 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職協議会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。
県と連携し、就職に関するネットカウンセリングを充実強化する。
- 2) 県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会において、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業の人事経験者等による専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。
- 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。
- 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援（模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等）を行う。

経済的支援に関する具体的方策

- 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。
- 2) 下宿、アパート情報をホームページに掲載するなど、宿舍の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。
- 3) 学生に対する福利厚生を充実を図る。

社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。
- 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。

- 3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、研究戦略室を中心にして学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視しながら学術研究推進戦略を構築する。
- 2) - 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。
社会情報学部を「情報行動学科」「情報社会科学科」の2学科に再編し、研究活動等の活性化を図る。
生命科学・医学研究に関しては、21世紀COEプログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」及び「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」の研究を推進するとともに、世界的水準の研究拠点形成のための中・長期的戦略を立案する。
- 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。

大学として重点的に取り組む領域

- 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究
- 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築
- 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発
- 4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学研究
- 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
- 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
- 7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究
- 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究
研究戦略室では、これらの重点研究領域各々に専門委員会を設置し、研究の総合計画、進捗状況を把握すると共に、研究成果に関する評価を行う。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。
企業懇談会を開催し、高度技術研修及び客員教授によるセミナーを開催する。
ホームページ、大学案内等を利用し、施設や公開講座案内、研究者情報等を広く社会に公開する。
- 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化

し、各種手段を通して公開する。

- 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。
- 4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。
文部科学省及び経済産業省による地域科学技術・産業振興事業に積極的に応募する。
- 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究水準・成果を組織的に評価するシステムを構築する。平成18年度は、論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化などについて試行的に評価を行う。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。
- 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。
障害児教育分野における大学院教育の整備・充実のため、学校教育専攻を改組し、新たに障害児教育専攻を設置する。
- 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。
- 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。

研究資金の取得と配分に関する具体的方策

- 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。
若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。
- 2) 試行的に教員の教育研究業績の評価を行う。
評価結果や補助金応募状況を研究資金の配分に反映させるシステムについて検討を行う。
- 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。
- 4) 若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。

研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。

- 2) 地域共同研究センター、機器分析センター等の学内研究支援施設の整備・統合を行い産学連携推進機構を設置する。
- 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。
- 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。
新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。18年度は試行的に評価を行い、併せてその結果を教員の研究費等の資源配分に反映させるシステムについて検討を行う。
- 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度について検討を行う。
- 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。
研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを充実させる。
利益相反ポリシーを踏まえ、利益相反マネジメント体制を充実させる。
特許情報等を、ホームページの更新、JSTの「J-STORE」等により随時発信する。
- 2) 現代的教育ニーズ支援プログラム「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」に基づき、知的財産専門講座、医学・バイオ特許講座、弁理士チャレンジ講座、知的財産マネジメント講座等を開設して知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。
- 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TL0機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。
重粒子線治療の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。
放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所等との共同研究の成果を踏まえて、小型重粒子線治療等施設を3カ年計画で設置する。
- 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。

- 3) 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。
- 4) 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、他大学と連携し、実践研究を推進する。
- 5) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。
- 6) 工学分野において、ナノテクノロジー研究会、アナログ集積回路研究会、ケイ素科学技術研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。
- 7) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。
- 8) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。
- 9) 情報システムの活用において、海外協力校等との連携協力を推進するため、総合情報メディアセンター及び関係学部で遠隔授業システムの利用に向けた取組みを推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。
- 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。
- 3) 県、市町村等との連携により、多文化共生に向けての学校教育、社会教育の在り方について、実践研究を推進する。
- 4) 健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークの構築について検討する
- 5) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。
- 6) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。
- 7) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。
- 2) 地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携推進機構を組織化し、連携推進体制を強化する。
- 3) 文部科学省及び経済産業省の地域科学技術・産業振興事業、科学技術振興

機構の地域研究開発促進拠点支援事業及び地域結集型共同研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。

- 4) 企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。
- 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の充実を図る。

前橋工科大学及び前橋商工会議所と連携に関する協定を締結し、科学技術振興及び地域文化の発展に努める。

地元金融機関等と協力して産学連携の推進を図る。

地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 県内国公立6大学(県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、放送大学、群馬大学)間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、5大学(山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、群馬大学)間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。

4大学(茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、群馬大学)間の協定により、大学院間の教育研究について連携し、実施の具体化を図る。

- 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。
- 3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を行う。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。
- 2) 留学生の教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。
- 3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。
- 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策

- 1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーベイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。
- 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間との効率的な運営を行うために中央診療機能の拡充を図る。また、高度医療を支える診療体制充実のため、新規設備の充実、老朽化設備の更新を図る。
- 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、リハビリテーション部などの整備、女性専門一次外来の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。
- 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。

教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策

- 1) - 医学科の「特色ある大学教育支援プログラム」である「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」を推進し、低学年の学生から診療参加型実習を推進する。
臨床研修センターを充実し、効率的でかつ専門能力を高めるための継続的な教育研修プログラムを提供する。
初期臨床研修終了後の専門的研修システムを構築し、指導医の充実を図り、シニアレジデント制度を発展させる。
- 2) - 研修医の教育、臨床治験、先進医療を進める際に不足となる教員を補うために、研修指導医、非常勤医師を増員する。
北関東医療圏における戦略的計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期臨床研修の充実を図る。
- 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。

高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策

- 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。
遺伝子診断、治療等に関して、大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を進めながら診療体制を充実させる。
- 2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。
- 3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部等を活用する。
- 4) ホームページ等を通じて高度先進医療等に関する広報を進める。

地域医療に積極的に貢献するための具体的方策

- 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。
- 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療

所との連携を推進する。

- 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレスを試行的に行う。遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。
- 4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する体制について検討する。

病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策

- 1) 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。
- 2) 既得の日本医療機能評価機構による病院機能認定の更新に向けて医療機能評価システムを構築し、教職員による自己評価を行う。さらに評価結果に基づいて効率的な人事配置を行う。
- 3) 診療報酬改定等の外的要因による影響への対応及び経営改善に努め、病院経営の安定を図る。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策

- 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。
各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図り、その成果については公開研究会等で発表する。
- 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部とともに教育実習の在り方を見直し、改善を図る。

関係教育機関と連携を強化するための具体的方策

- 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。
- 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。
- 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。
- 4) 附属養護学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、17年度に設置された特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制をさらに充実させる。

学校生活を充実させるための具体的方策

- 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。
- 2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設定し、各校園の教育目標を見直すとともに、教育学部と協力してその実現を図る。
- 3) 学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。

教職員による学校評価に加え、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行う。

- 4) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。
- 5) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) - 大学運営上の重点課題により適切に対応していくため、現行の理事の役割分担を見直し、体制の強化を図る。
理事（総務）を室長とする危機管理室において、危機管理に関する全学的な業務及び部同等の危機管理に対する支援・連絡調整を行うとともに、ガイドライン等の内容について検討を進める。
情報化統括責任者（理事（研究））及び情報化統括責任者補佐官を中心に、業務・システム最適化の実現に向けた取り組みを行う。
- 2) - 各学部教授会等の審議事項を整理するなど、意思決定過程の合理化と効率化を図る。
教職員評価・人事制度検討部会においては、評価基準及び評価方法のガイドラインを策定する。また、平成18年度においては評価の試行を実施するとともに、一部職員については評価結果を給与制度に反映させることを検討する。
- 3) 事務体制の専門性・効率性・機動性を高めるため、18年度においては財務分野における専門的実務者を学外から招聘し、職員として任用する。
- 4) - 総合情報メディアセンターの組織を一部見直し、より効果的な運営を目指す。
各部局における業務の機能的遂行に必要な範囲内で、関連諸機関等の一元化を図り、社会的要請に応えうるサービスを提供し、利用面での充実を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 大学院重点化への改組・再編を検討する。
先端科学技術者及び研究者の養成のために、大学院工学研究科の教育研究組織等の改組・再編を検討する。
- 2) 生命医科学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医科学専攻修士課程の設置を推進する。学位の種類は、修士（生命医科学）とする。
- 3) 教養教育と学生支援を効果的に企画、実施、運営するため、大学教育・学生支援機構を設置し、その中で大学教育研究センターの改組、並びに学生支援センター（仮称）及び学生受入センター（仮称）を設置する。
- 4) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。
- 5) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。
- 6) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを充実させる。
- 7) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協

力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) - 教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を試行的に導入する。

試行結果は各人に対するインセンティブとするため、給与制度に反映させることを検討する。

人事評価に対する疑義が生じた場合の処理機関として、人事評価委員会（仮称）の設置について検討を進める。

人事評価の統一的運用を図るために、評価を行う者（評価者）に対する研修を実施するとともに、ガイドラインを作成・配布する。

- 2) - 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員研修を行うとともに、職場の流動化を図る。また、一部の職員には多様な活動を可能とするために企画業務型裁量労働制の導入を検討する。

教職員の多様な活動を可能とするために、一定の要件の下で、専門業務型裁量労働制の導入を検討する。

教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、兼職・兼業規制の見直しを行い、自己申告・許可制の導入についてさらに検討する。

一部職員においては、ワークシェアリング等、多様な勤務形態を導入する。

新たに採用する教員に対しては、任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方を検討し、さらに適用範囲の拡大を図る。

教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。

他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。

競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を整備する。

産学官連携推進を視野におき、民間人研究者の受け入れを容易にする制度を整備する。

- 3) - 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備等の整備の推進に努める。

国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員の人的交流を積極的に推進する。

男女共同参画社会の理念及び男女雇用機会均等法の趣旨にのっとり、性差にとらわれない採用・昇任基準及び勤務条件の改善を推進する上で、その阻害要因・背景について調査・点検を行う。

- 4) - 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとするが、必要に応じて、国際化・情報化・地域連

携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。

事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修を行い、職員の能力開発を支援し、有為な人材を養成する。

国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に行い、組織の活性化を推進する。

運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1) - 引き続き事務組織の機能について、さらなる見直しを行い、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できるよう整備する。

人的資源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに対応するための人的資源を捻出する体制を整備する。

- 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント(知識の共有による効率的な管理運営)の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を充実させる。

- 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整える。個々の事例に応じた応募体制を整え、部局内はもちろん、部局間にまたがる研究グループ活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。

- 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。

- 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る方法を検討する。ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内

容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。

- 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するための地域・学生向けの起業塾を開催するとともに、テキスト・マニュアルを作成する。
- 5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。
- 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。
- 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) - 電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき光熱水費等の受益者負担制度を導入し、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。
全学の各施設の利用状況を調査するシステムの導入について検討する。
人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。
- 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。
施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。
- 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。
- 3) 施設計画、管理等に関する課題については、全学的見地から「国立大学法人群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。
- 4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、全学的見地に立った施設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース課金システムを導入する。
- 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 各部署毎に自己点検・評価を定期的実施するとともに、外部評価・第三者評価を受ける。
- 2) 教育に関する授業評価を一層充実させるため大学評価室や授業方法改善研究部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。
- 3) 教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員について試行的に評価を行う。
- 4) 自己点検評価に対し、各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。
- 2) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合情報メディアセンターを中心に拡大充実させていく。また、学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。
- 3) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- 1) 教育内容・方法の進展への方策として、情報化対応などの施設機能の向上や、各種規模の講義室の点検・評価を行い、その結果に基づいた整備充実を図るとともに、講義室の共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図る。
- 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。
- 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。
施設・環境推進室における実態調査を踏まえ、改修整備計画に基づき、整備を進める。
- 4) 高度先進医療を实践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応するため臨床研修センターの整備を行う。また、小型重粒子線治療等施設を3カ年計画で設置する。
- 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。
- 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。

施設・環境推進室において現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。

- 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。

キャンパスの環境の点検・評価を行い、整備目標を設定し、計画的に整備を行う。

- 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式等、新たな整備手法に見合う条件整理に基づき適用可能なものを検討する。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設の活用について検討を行う。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 1) 全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムに基づき、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。

- 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。

施設管理実施方針に基づき、適正な維持管理を行う。

- 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。

- 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。

- 5) 建物の維持管理・運営は、「国立大学法人群馬大学における施設の管理運営に関する規定」に基づき、公正かつ効率的運用を推進する。

- 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。

施設・環境推進室において現状調査を行い、計画的に更新・改修等を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する 具体的方策

- 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心に、各施設の安全点検を実施する。

- 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。

- 3) 防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。

- 4) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。

- 5) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。

- 6) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。

- 7) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い防災安全を図る。
 - 8) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。
 - 9) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。
- (2) 学生等の安全確保に関する具体的方策
- 1) 実験・実習中の事故に対する労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。
 - 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等）を実施する。
 - 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報管理と情報安全に対する対策を検討する。
 - 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。
- (3) 環境保全に関する具体的方策
- 1) 省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。
 - 2) ISO14001の認証取得のため、具体的な作業を行う。

**予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
別紙参照**

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3 4 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78㎡）を譲渡する。

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 附属病院中央診療棟 ・ 基幹・環境整備 ・ 重粒子線照射施設 ・ 再開発(中央診療棟)設備 ・ アスベスト対策 ・ 校舎改修（教養教育） ・ 小規模改修	総額 7,530	施設整備費補助金（ 1,575 ） 長期借入金 （ 5,903 ） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 （ 52 ）

（注1）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

平成18年度の常勤職員数 1,794人（役員を除く。）

また、任期付職員数の見込みを 55人とする。

平成18年度の人件費総額見込み 16,535百万円（退職手当は除く）

（別紙）

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,595
施設整備費補助金	1,575
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	86
国立大学財務・経営センター施設費交付金	52
自己収入	20,013
授業料、入学金及び検定料収入	3,985
附属病院収入	15,933
財産処分収入	10
雑収入	85
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,422
長期借入金収入	5,903
承継剰余金	34
目的積立金取崩	498
計	43,178
支出	
業務費	30,953
教育研究経費	9,948
診療経費	21,005
一般管理費	3,811
施設整備費	3,904
補助金等	86
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,422
長期借入金償還金	74
国立大学財務・経営センター施設費納付金	2,928
計	43,178

[人件費の見積り]

平成18年度総額 16,535百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 12,522百万円)

「施設整備補助金」のうち、平成18年度当初予算額826百万円、
前年度よりの繰越額749百万円

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	34,217
業務費	30,440
教育研究経費	2,611
診療経費	9,120
受託研究費等	645
役員人件費	123
教員人件費	9,652
職員人件費	8,289
一般管理費	675
財務費用	780
雑損	0
減価償却費	2,322
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	34,991
運営費交付金	12,289
授業料収益	3,237
入学金収益	516
検定料収益	132
附属病院収益	15,866
受託研究等収益	645
補助金等収益	86
寄附金収益	719
財務収益	1
雑益	128
資産見返運営費交付金戻入	483
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	103
資産見返物品受贈額戻入	786
臨時利益	0
純利益	774
目的積立金取崩益	498
総利益	1,272

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	48,868
業務活動による支出	34,266
投資活動による支出	5,378
財務活動による支出	3,002
翌年度への繰越金	6,222
資金収入	48,868
業務活動による収入	35,105
運営費交付金による収入	13,595
授業料及入学金検定料による収入	3,985
附属病院収入	15,933
受託研究等収入	645
補助金等収入	86
寄附金収入	777
その他の収入	84
投資活動による収入	1,637
施設費による収入	1,627
その他の収入	10
財務活動による収入	5,904
前年度よりの繰越金	6,222

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
社会情報学部	社会情報学科	340人
	情報行動学科	50人
	情報社会科学科	50人
医学部	医学科	570人 (うち医師養成に係る分野570人)
	保健学科	690人
工学部	(昼間コース)	
	応用化学科	272人
	材料工学科	232人
	生物化学工学科	352人
	機械システム工学科	352人
	建設工学科	160人
	電気電子工学科	352人
	情報工学科	200人
	学科共通	60人
	(夜間主コース)	
	応用化学科	40人
	生物化学工学科	80人
	機械システム工学科	80人
	電気電子工学科	80人
	情報工学科	120人
教育学研究科	学校教育専攻	11人
	障害児教育専攻	3人
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 78人)
社会情報学研究科	社会情報学専攻	20人 (うち修士課程 20人)
医学系研究科	医科学専攻	348人 (うち博士課程 348人)
	保健学専攻	157人 (うち修士課程 112人 博士課程 45人)
工学研究科	応用化学専攻	48人 (うち修士課程 48人)
	材料工学専攻	44人 (うち修士課程 44人)
	生物化学工学専攻	74人 (うち修士課程 74人)
	機械システム工学専攻	82人 (うち修士課程 82人)
	建設工学専攻	26人 (うち修士課程 26人)
	電気電子工学専攻	70人 (うち修士課程 70人)
	情報工学専攻	54人 (うち修士課程 54人)
	物質工学専攻	21人 (うち博士課程 21人)
	生産工学専攻	36人 (うち博士課程 36人)
	電子情報工学専攻	21人 (うち博士課程 21人)
	ナノ材料システム工学専攻	101人 (うち修士課程 62人 博士課程 39人)
	特殊教育特別専攻科	重複障害教育専攻

教育学部附属小学校	960人 学級数 24
教育学部附属中学校	480人 学級数 12
教育学部附属養護学校	60人 学級数 9
教育学部附属幼稚園	160人 学級数 5